

一般財団法人群馬県社会保険協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人群馬県社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を前橋市に置く。

2 この法人は必要な地に支部を設置することができる。

3 支部の組織、その他必要な事項は別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、群馬県下における健康保険及び厚生年金保険の被保険者（被保険者であつた者を含む。）及び被扶養者並びに国民年金の被保険者（被保険者であつた者を含む。）（以下「被保険者等」という。）の福祉を増進し、社会保険の趣旨の普及及び事業の円滑な運営に資することをもって目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 社会保険制度の普及宣伝事業

(2) 保健事業

(3) 協力助成事業

(4) 保健施設事業

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定める財産をこの法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変

更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議により定めるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時評議員会をもって、一般法上の定時評議員会とする。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することと

する。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上16名以内

(2) 監事5名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人を掌理する。

4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。その他役員として相応しくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により役員解任決議を行う場合は、議決前に当該評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会において別に定める報酬規定に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につ

いて、決議に加わることでできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 会 員

(資 格)

第37条 この法人の会員は、群馬県下における健康保険法及び厚生年金保険法の適用を受ける事業主とする。なお、この法人の目的に賛同し、入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(経費の支弁)

第38条 この法人の目的に賛同した前条の者は、経費に要する会費を負担するものとする。

2 前項の会費の負担、その他必要な事項については、別に定める。

(退 会)

第39条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、退会することができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事（会長）は 小田川 眞也、業務執行理事（常務理事）は 羽鳥 和夫とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

一般財団法人群馬県社会保険協会評議員

1	室 田 雅 之
2	井 上 正 博
3	岡 部 洋 行
4	久 我 全 治
5	高 橋 和 彦
6	秋 山 力
7	金 井 昭
8	吉 濱 達 三
9	湯 川 嘉 昭
10	高 橋 英 美
11	真 下 恭 嗣
12	池 原 透
13	青 山 守 治

- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散と設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則 （平成28年6月28日改正）

定款第8条、第1項の毎会計年度終了後に作成する書類から、第6号「公益目的支出計画実施報告書」を削除する。